

寝屋川市指定居宅サービス事業者等の監査の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険に係る指定居宅サービス事業者等に対する監査に係る基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。
- (2) 旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
 - イ 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
 - ウ 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
 - エ 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
 - オ 法第48条第1項第2号に規定する介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
 - カ 法第48条第1項第3号に規定する介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者

キ 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者

ク 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

ケ 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

コ 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

サ 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者若しくは当該指定に係る法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者であった者若しくは当該指定に係る第1号事業を行う事業所の従業者であった者

(4) 基準等 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）及び居宅サービス等に関し厚生労働省が定める基準等

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は旧法の例による。

（監査方針）

第3条 監査は、次の各号に掲げる事案が生じた場合に、指定居宅サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行うことにより事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主な目的とする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、基準等に従っていない場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- (2) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 介護給付費等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

（監査対象の選定）

第4条 監査は、次の各号に掲げる情報等を踏まえ、前条の目的のために必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- (4) 国保連又は保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す指定居宅サービス事業者等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (7) 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指導の実施に関する要綱（令和4年5月27日制定）に基づく指導により確認した（その疑いがある場合も含む。）情報

（監査方法等）

第5条 監査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 実施通知 監査の対象となる指定居宅サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条による運営指導を実施中に監査に変更した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 監査対象指定居宅サービス事業者等の出席者

オ 必要な書類等

カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

- (2) 情報提供等 監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(行政上の措置)

第6条 監査の結果、第3条各号に掲げる事案に係る事実（第3条第1号又は第2号に係るものにあつては以下「指定基準違反等」といい、第3条第3号に係るものにあつては以下「人格尊重義務違反」という。）が認められた場合には、法第5章及び第6章並びに旧法第5章の規定により、次の各号に定めるところにより行政上の措置を行うものとする。

- (1) 勧告 指定居宅サービス事業者等（第4号から第7号までに掲げる行政上の措置の対象となる者を除く。以下次号及び第3号について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）が確認された場合、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することがある。

なお、勧告した場合は、当該指定居宅サービス事業者等に対し期限を定めて文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

- (2) 命令 指定居宅サービス事業者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令するほか、命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

なお、命令した場合は、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて文書により採った措置について報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消し等 指定居宅サービス事業者等に法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号並びに旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する指定基準違反等又は人格尊重義務違反が確認された場合には、当該指定居宅サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることがある。

(4) 設備の使用制限等 法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や基準等で定める施設を有しなくなったとき又基準等に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて修繕若しくは改築を命ずることがある。

(5) 変更命令 法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて当該施設の管理者の変更を命ずることがある。

(6) 業務運営の勧告、命令等

ア 法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合は、当該施設の開設者に対し、期限を定めて文書により基準等を遵守すべきことを勧告するほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することがある。

イ 正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとることを命令することあるほか、命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し、期限を定めて文書により採った措置について報告を求めるものとする。

(7) 許可の取消し等 法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内

容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることがある。

(8) その他 監査の結果については、文書により通知する。

なお、前各号の規定に該当する場合は、それらの通知に代えることとし、前各号の規定に該当しない改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、命令又は指定の取消し等若しくは許可の取消し等の処分(以下「取消等処分」という。)をしようとするときは、当該取消等処分の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第8条 監査の結果、取消等処分(命令を除く。)を行った場合であって当該指定居宅サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額(行政上の措置の実施日において、介護報酬の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。)を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により、当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(関係行政機関等との連携)

第9条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な監査の実施に努めるものとする。

(委任等)

第10条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。